

# 広報すずらん

発行日：平成26年4月1日（平成8年創刊）  
発行元：社会福祉法人すずらの会 理事長 大長 義信  
〒252-0328 神奈川県相模原市南区麻溝台7-1-7 TEL: 042-749-8881  
編集：広報委員会 ホームページURL: <http://www.suzuran.or.jp>

2014(平成26年)

4月発行  
第51号

## 年度はじめに

理事長 大長 義信

昨年度は行政をはじめ地域の皆さま、そして多くの地元有力企業からの変わらぬご支援を頂き法人運営が出来ました事、心から御礼を申し上げますとともに、今年度も変わらぬご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、法人としての昨年度事業収支は、従来とあまり大きな差の無い結果に終わる事が出来ました。事業所ごとに見れば活動拠点を移設したり、新しい企画に参加したりと環境の変化もありましたが、早く順応しようとする事業所努力が実を結んだ結果だと言えます。ただ事業活動を通じた収支面に於きましては、法人全体としては収支差として残る結果になっています。現制度とのミスマッチと思われる事業もあり、法人全体で支えています、更なる経営努力が求められています。法人全体として今年度も努力しなければならないのは、事業所ごとの施設利用率のさらなる向上と云う課題だと言えます。

特にワークショップ・フレンドに於いては、今年度記録的な就労移行者数を達成している事もあり、施設内の在籍数が常時大幅な定員割れを起し施設経営を圧迫するという制度矛盾と対峙してきました。近時、要就労支援の幅が障害のある人達だけでなく、生保受給者やそこに至る前段階の若者たちにも広がってきています。その必要性は十分に理解できるのですが、制度が支援を受ける側だけを見るのではなく、支援する側にも十分に配慮されたものである事が必要なのではないのでしょうか。今年度私たちは、利用者の真のニーズの把握に努力し、それに基づいたより良いサービスの提供に努力致します。その前提として、昨年度、他に先駆けて職員の処遇改善として給与水準の底上げを実施しました。良い人材の確保と職員の資質の向上は利用者への良いサービス提供には必須条件だとして、これからも法人事業所が、職員にとって働きがいのある職場となることを目指したいと考えています。



## 現金内部監査実施結果

すずらの会の会計処理はすべて経理規程に基づいて行われています。その運用にあたっては統括会計責任者1名と、事業所毎に任命された会計責任者1名、出納員1~2名が役割を担い、複数の職員が関わって行われます。

平成25年度、法人内で現金を取り扱う6事業所に対し、リスクマネジメント委員会で構成された監査員10名による現金内部監査を実施しました。入出金管理、書類管理、記録、保管など、チェック表に書かれた項目について、2人1組の監査員が各事業所を訪問し、会計責任者と出納員の立会いの下行われました。

### ①自主生産活動を行なっている5事業所

(グリーンハウス、すずらの家、ワークショップSUN、ワークセンターやまと、大和市障害者自立支援センター：Caféふら

っと)については、給付金や作業(授産)収入等の入金手段及び通帳の管理など、いずれの事業所も良く取り組んでいました。また、特に毎日現金を取り扱う事業所については、売上金やつり銭の管理、帳簿への記録など、日締め管理の徹底に取り組んでいる状況が確認できました。

### ②利用者からの預り金を取り扱う事業所(ホームすずらん)

グループホームの生活費として毎月利用者から頂く家賃・食費・水光熱費などの監査の他、個人的な金銭の管理を依頼されている利用者については、金銭管理契約書に定められた通りの処理がおこなわれているかどうかの確認を行いました。

その結果、お預かりする通帳と届出印鑑は、それぞれ別々の管理下に置くなど、取扱いに際し複数の事業所職員の目でチェックされるよう徹底されていました。今回の監査に於いて、この点が徹底されていたこと、また、通帳記録や入居しているみなさんの小遣い帳などを、定期的にご家族等に報告されていることを確認しました。

全体的に今回の監査では、不正に結びつくような事項は見当たりませんが、セキュリティ面で、改善や工夫の余地がある事業所が見受けられ、安全策を検討し改善してゆくことになりました。

来期以降については、今回対象とならなかった事業所(販売等を行っていない事業所)についても監査を実施する予定が検討されています。

# シリーズ特集④ 社会と福祉の間には...

全4回にわたる特集は、初回 48・49号で福祉のイメージについて、3回目の50号ではイメージ形成に大きく影響していると思われる教育や福祉施策、マスメディアの風潮など、様々な背景について考えてきました。そして、本号(51号)では時代の変容とともに、見えてきたさまざまな課題に対し、福祉に望まれることを学び、社会に向けて取り組まなければならない事を考えてみます。

福祉の仕事に就いているとよくねぎらいの言葉を頂きますが、それ以上に深く関心をもってくださる方は少ない気がします。それだけ、身近に感じないということなのでしょう。「施設の必要性は分かるけれど、うちの隣に立つのは・・・」という考えの人もいるでしょう。

社会という集団の中で生活している私たちは、成長過程でさまざまな世代の家族や人々と交流し、異なるもの同士が接する際の道徳意識を身につけてゆくのですが、近ごろはその道徳意識を養う機会が少なくなっているように感じられます。

社会保障の意味での福祉は別にしても、広義的な意味で、誰の日常にもあたりまえにある福祉に気付いて、集団の中の一人ひとりが高いモラルを身につけてゆくことが大切なのではないでしょうか。地域交流もそのひとつです。

現在法人内の事業所では、高齢化の進む県営団地での移動販売(50号で紹介)、地域清掃やお祭り等自治会活動への参加、カフェでのライブイベントの開催等、地域の方々へ向けた活動、また地域の方々と一緒に活動も行っています。今後はこれらの活動をより広く、深く展開し、すずらんの会の理念にあるような障害の有無に関わらず、各人の力が発揮されるような地域づくりを目指して行くべきと考えています。

## — すずらんの会の理念 —

私達の願いは、地域社会の中で誰もがバリアフリーな暮らしを営む事ができるようになることです。

障害児者福祉の一翼を担う私達は、人の持つ無限の能力を信じ、それが十分に発揮されるような環境作りを目指します。

この特集では、地域社会の一員として福祉施設の在り方が大いに問われている昨今、一般社会と福祉社会にある垣根をいかにすればなくすことが出来るかを考えてきました。

## 理想の社会



それと同時に、支援する側は自分の行う支援を絶えず見直していくことが必要だと考えます。良いと思う支援が本人に負担を与えてはいないでしょうか。良いと思っけていても、実践で新たな発見から迷いが生じることもあります。支援する側に必要なことは、実践とそれを深く見つめる思考力、その繰り返しです。

加えて、社会ではさまざまな場面で「障害者福祉」という枠組みで表現され、人々の間に意識されればされるほど、フレームの中に存在しているかのような「錯覚」を、人々に生じさせてしまうことがあります。そのことを同時に意識しなくてはなりません。

社会全体が地域で暮らす上で不便となる事柄に気付き、また、社会全体が現実と理想とのギャップを冷静に捉えることができたなら、バリアフリーの実現は可能なのではないでしょうか？

福祉に携わる職員等は、つい、現状維持や事なかれ主義に陥ってしまいそうにもなりますが、障害のある人と社会との橋渡しをする通訳者でもあるべきと考えます。

地域との接点が小さくても、そのきっかけを意味のあるものにしなければなりません。

私たちは常にアンテナを張り、発想の転換ができるような柔軟な着眼点を養う為、努力を続ける必要があるのだと考えます。



## 計画相談支援事業～現状報告

ニーズの掘り起しと、サービス方向性や調整を、本人、保護者と話しながら、その方に合った方向へと決めていく。状況の変化に応じた総合的な支援を継続的に受けられるのが、この制度です。

平成 24 年4月から、新たに計画相談支援・障害児相談支援が実施されることになりました。サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案はサービス支給決定の根拠となっており、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する全ての方が対象となります。

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するためには、サービスの内容やサービス提供事業所等の情報を得て、利用手続きを行う必要があります。複数のサービスを組み合わせて利用する場合、利用者・家族だけで多くの情報を得ることや、適切なサービスの選択・手続き等を行うことはとても大変なことです。

計画相談支援・障害児相談支援は、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者の相談支援専門員が居宅訪問や面談により、置かれている状況の把握やサービス利用の意向等をお伺いし、サービスの種類や内容を記載した計画書を作成します。相談支援事業所に相談をすることで、①適切なサービス利用の提案を受ける事ができる。②関係機関が情報を共有することで一体的な支援を受けることができる。などの利点があります。

平成 25 年 12 月現在で、障害福祉サービス・障害児通所支援を受給している方々のうち、相模原市では約1割、大和市では約4割の方の計画が作成済みです。平成 26 年度までは、猶予期間が設けられていますが、平成 27 年度に新たに支給決定又は更新を受ける場合には、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成が必須となりますので、残りの方々、相模原市では約9割、大和市では約6割の方の計画を作成する必要があります。

すずらんの会では、グリーン・コスセンター(計画相談支援)、相談支援センター・フレンド(計画相談支援・障害児相談支援)、大和市障害者自立支援センター(計画相談支援・障害児相談支援)が、これらの対応窓口となっていますが、相模原市・大和市のいずれも窓口の数はまだまだ少なく、期限までに全ての方々をご案内できるよう対応におわれています。

市町村は、対象となる方々の相談枠を順次拡大している段階にあるため、計画相談支援・障害児相談支援についてのご相談は、お住まいの地区の行政窓口・事業所へお問い合わせください。

## 保護者アンケートの実施

サービスに関する調査として、これまで利用者のみなさんへ直接の聞き取りを行って参りましたが、平成 25 年度は、初めてご家族の方々向けに調査を行いました。かながわ福祉サービス運営適正化委員会の苦情受付窓口に、過去に寄せられた苦情の内訳を参考に①～⑦の質問を定めて、相談支援事業を除くすずらんの会全事業のご家庭を対象にアンケートを実施した結果、94件の回答が寄せられました。各事業所には常にご意見箱「みんなの声」を設置していますが、疑問・不満・提案などがあっても、直接聞き辛い、投稿する程ではないと感じられていた方々の貴重なご意見を、アンケートを機会にお聞きすることができました。94件の中にはサービスに対する不満や新たな提案、お礼の言葉など様々な内容があり、改善すべき内容について第三者委員を交えた討議会を重ねるなど、サービス向上に取り組んでおります。ご意見の概要につきましては一覧にまとめ、昨年 12 月にご家庭へお配りしております。

今後も、ご意見をいただきやすい仕組みづくり、雰囲気づくりに努めてまいりますので、お気づきの点について、どのようなご意見でも、遠慮なくお聞かせいただければ幸いです。

アンケートへのご協力、誠にありがとうございました。



# 給食室からこんにちは

—身近な栄養学—

栄養士 岩淵 智子

## 食物繊維の役割と効用

食物繊維は腸の働きを高めて便秘を解消し、コレステロールの排泄を助ける働きもあり、生活習慣病の予防に有効な栄養素です。腸内細菌を増やすこともします。野菜や芋類、豆類、海藻などを意識して食べ、腸内を快適にしましょう。



### ◇不足しがちな食物繊維

食物繊維には不溶性と水溶性があり、不溶性はおもに野菜や豆、きのこなどに含まれています。また制癌剤として注目されているキチン、キトサンも動物性の食物繊維で不溶性に分類されます。水溶性食物繊維は熟した果実や樹皮、こんにやく、海藻などに含まれる粘性の物質です。1日に必要な食物繊維の量は成人男性で20g、成人女性は17gといわれています。脂肪やたんぱく質の多い欧米型の食事が増えるにつれ、食物繊維が不足するようになってきました。現在では1日14~15gにまで減少しています。

### ◇食物繊維の効用

- ・便秘を解消
- ・コレステロール値を下げる働き
- ・大腸がんを防ぐ
- ・腸内の細菌（善玉菌）を増やす
- ・少量たべても水で膨らむため、満腹感が味わえ、ダイエットに効果あり
- ・食後の血糖急上昇をおさえ、糖尿病を予防する

◎食物繊維の多い食品

食品名		目安 (g)	食物繊維 (g)	食品名		目安 (g)	食物繊維 (g)
穀類	そば(干し) 1食分	100	3.7	豆類	おから 1/3カップ	30	3.5
	うどん(干し) 1食分	100	2.4		大豆(乾) 大匙2杯	30	3.5
	スパゲティ(乾) 1食分	100	2.7		納豆 1包	20	3.4
	食パン 6枚切1枚	60	1.4		黄な粉 大匙2杯	40	2.7
いも類	ごはん 茶わん1杯	150	0.5	野菜類	切干大根	15	3.1
	さつまいも 小1/2個	80	1.8		西洋かぼちゃ	80	2.8
	やまいも 1食分	70	1.8		ごぼう 小1/3本	40	2.3
	里芋 小2個	60	1.4		ブロッコリー	50	2.2
薯芋類	じゃが芋 中2個	100	1.3	果実類	ほうれん草 大1株	60	1.7
	板こんにゃく 1/4枚	60	1.3		キウイフルーツ 1個	80	2
	落花生 いり	30	2.2		りんご 中1/2個	100	1.5
藻類	干しひじき	5	2.2	バナナアップル	100	1.5	

\* ごはん、パン、麺などの主食は1日の食べる量が多く、食物繊維の重要な供給源となります  
 \* 野菜の食物繊維含量は100gにつき2~3g程度のもが多く、1日350gの野菜を食べる食物繊維は7~11gとなります。

## 利用者聞き取り調査について

第5回実施

すずらの会では平成 21 年度から毎年、利用者聞き取り調査を実施しています。今回、どのような経緯で調査を始めたのか、調査からどのような声が聞き取り、結果をどのように生かして行きたいと考えているか、サービス向上委員会 調査プロジェクトチームの担当者に話を伺いました。

「調査を始めたきっかけは、平成 21 年度に県内施設の不祥事を発端に県が実施した、人権に関する一斉点検（人権チェックリスト）を受け入れたことでした。県社協などが実施する法人外部から調査を受け入れることも検討しましたが、もっと利用者の声を聞き取りやすい調査を行おうと、調査に経験のある他法人からアドバイスを頂き、すずらの会独自の質問項目が書かれた調査票を作成しました。また、職員が自ら自分の支援を客観視し、改善して行く姿勢を養いたいとの思いもあり、法人内調査の形態としました」

では、どのような声実際に聞きとれましたか？

「利用者からはサービス提供について概ね満足の回答が得られていますが、意見として挙がっているものは職員ともっと話したい、との要望や職員の声掛けに対する不満などが多いです。今年度で5回目の調査となりますが、その傾向はあまり変わりません。それを踏まえて、昨年度まで結果をそのまま事業所に返していた方法を改め、今年度からは調査結果を日頃の支援に活かし、法人全体で課題の共有を図るべく、法人全体の傾向および、事業所別の傾向としてグラフ化し、より明確に状況がつかめる

ように示しました。今回の調査では職員の何気ない言葉かけも受け止められ方によっては虐待につながりかねない内容が見られ、これを受けて次年度以降、委員会は事業所が改善策を遂行するまでサポートする必要があると考えています。」

頂いたご意見を真摯に受け止めて、職員一人ひとりが自らを振り返り、組織として質の高いサービスを提供して行きたいと感じます。

### ☆ご寄附を頂きました

住友スリーエム労働組合 相模原支部 様  
誠にありがとうございました。

### お知らせ

ワークセンターやまと

事業所移転



新所在地：〒242-0005

大和市西鶴間 2-1-16

西鶴間ビル 2F

※TEL: 046-278-1731

(3月10日移転、鶴間駅前郵便局の2F)

※移転に伴い電話番号等も変わりました。

### 編集後記

今回の特集記事は・・・今もこれからも考えていかなければならないテーマであり、地域活動、交流などを通して日常にある福祉に気づけるよう環境作りをしたいと思います。

(K&I)